

国際教養大学テニユア契約に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日
大学経営会議決定
規程第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学教職員就業規程（以下「就業規程」という。）第 5 条第 5 項の規定に基づき、国際教養大学（以下「法人」という。）と教員との間におけるテニユア契約について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程においてテニユア契約とは、契約継続期限年齢又は定年を有する長期の雇用契約をいう。

(テニユア契約の目的)

第 3 条 テニユア契約は、法人が任期付雇用契約制度を維持しつつも、優れた教員に対し、より長期の安定した雇用契約を提供することにより、教員ならびに法人の教育・研究活動の一層の充実をはかることを目的とする。

(対象者)

第 4 条 テニユア契約の対象者は、法人の教授、准教授、助教及び講師を対象とする。

(手続)

第 5 条 就業規程第 5 条第 3 項に定める 3 年任期雇用契約を結んだ教員が、テニユア契約へ移行するには、別に定める要件を満たしたうえで申請しなければならない。毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの間に法人が申請を受け付け、9 月末日までにテニユア審査委員会にて審査を行う。

2 前項に規定するテニユア審査委員会の審査結果は大学経営会議での審議を経たうえで最終決定とする。

(テニユア審査委員会)

第 6 条 テニユア審査委員会は、次の各号に掲げる者によって構成される。委員長は学長が務める。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 審査対象教員が所属する領域、課程又はプログラムの長
- 五 学長が指名する外部の有識者
- 六 事務局長
- 七 その他学長が必要と認める者

2 当委員会は、委員長を含め、4 名以上の出席がなければ開催できない。

3 委員会は、委員長を含む出席委員の過半数で審査結果を決し、可否同数の場合は委

員長が決定する。

4 委員長は当委員会での審査結果を、大学経営会議に付議する。

5 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
(再申請)

第7条 テニユア契約に申請したが、承認されず、任期が更新された場合は、次の任期中に再申請できるものとする。

(教員業績評価と年俸)

第8条 テニユア契約教員の業績評価は毎年実施し、年俸も毎年変動する。ベース年俸の見直しは3年毎に行う。

(契約の更新)

第9条 テニユア契約は、定年まで契約が継続するため、契約更新は発生しない。

2 前項について、教員が懲戒を受けた場合は個別に検討される。

(定年等による契約の終了等)

第10条 テニユア契約については、就業規程第5条の2第1項及び同規程第16条第1項の規定に基づき、最後の任期を67歳になる年度末までとする。

2 定年直近のベース年俸の見直し後、定年までの期間が3年未満になる場合は、その期間について見直し後のベース年俸が適用される。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。